

農地集約化促進事業の概要

※令和 7 年度まで実施していた「機構集積協力金」に代わる事業です。

～農地中間管理機構を活用した地域の皆さんに
支援金を交付します～

■集約化加速タイプ

地域計画（目標地図）のブラッシュアップに向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地中間管理機構を通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の支援金を受け取れます。

①基本タイプ

農地中間管理機構を通じて集約化を図った場合に受け取れます！

②大規模集約化タイプ

①の要件を満たす地域のうち、さらに大規模に集約を図った場合に受け取れます！

③誘致団地創出タイプ

受け手が位置付けられていない農地を団地化し、新たな受け手の誘致を行う場合に受け取れます！

■地域集約化実現タイプ

集約化された目標地図を策定した地域において、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、その面積に応じて支援金を受け取れます！

集約化加速タイプ

①基本タイプ

【交付要件】

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1 ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10（20）ポイント以上増加
- ② 同一の耕作者が耕作する1 ha以上の団地面積の割合が30％以上の地域においては、耕作者の1 団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

【交付単価】

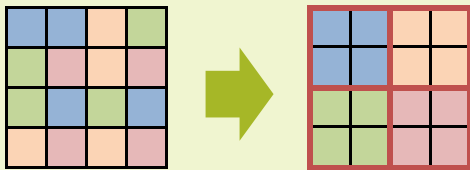
	地域の団地面積の割合	地域の1 団地 当たりの平均面積	交付単価 （農作業受託・受け手 不在農地の場合）
区分 1	10ポイント以上の増加	1.5倍以上増加 （地域の団地面積の割合が30％以上）	1.0万円/10a (0.5万円/10 a)
区分 2	20ポイント以上の増加		3.0万円/10a (1.5万円/10 a)

【交付対象面積】

対象期間内（R8.3～R13.2（見込み含む））の転貸及び農作業委託面積のうち、新たに団地化した面積

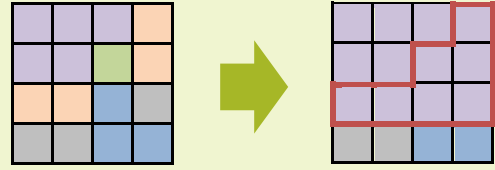
【交付対象となる農地の例】（一般地域、1 区画0.3ha、地域の農地面積4.8haとする）

① 独立した農地の団地化



1 ha以上の団地面積 0 ha → 1 ha以上の団地面積 4.8ha
→ 交付対象面積：4.8ha（区分 2）
この場合、4.8ha×3.0万円/10a = 144万円交付

② 団地の更なる拡大



1 ha以上の団地面積 1.5ha → 1 ha以上の団地面積 3.6ha
→ 交付対象面積：2.1ha（区分 2）
この場合、2.1ha×3.0万円/10a = 63万円交付

②大規模集約化タイプ

【交付要件】

基本タイプの要件に加え、対象となる経営体は以下の要件を全て満たすこと

- （1）交付対象地域内での事業実施後の耕作面積が15ha（中山間地域では7.5ha、樹園地では2 ha）以上
- （2）事業実施後の1 団地当たりの面積が5 ha（中山間地域では2.5ha、樹園地では1 ha）以上

【交付単価】

5.0万円/10a（基本タイプと異なり、農作業委託は交付対象となっておりません）

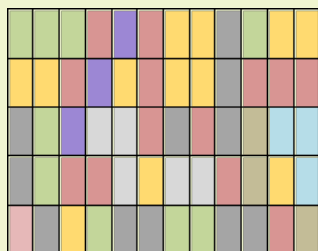
【交付対象面積】

集約化目標年度までに農地バンクから転貸される農地のうち、新たに大規模経営体が耕作する5ha以上の団地の形成に寄与した農地（※ 農地バンクへの貸付期間が6年未満の農地は除きます。）

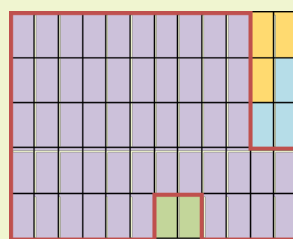
【大規模集約タイプの活用例】

既存の大規模経営体に新たに農地が集約される地域のほか、地域内で法人を設立する地域等で活用できます。

以下、法人を設置する例（一般地域、1区画0.3ha、地域の農地面積18haとする）



地域の農業者で
法人を設立し集約



法人：経営面積15.6ha、1団地

（参考）交付要件の確認

（１）事業実施後の経営面積が15ha以上
→ 法人の経営面積15.6haより達成

（２）事業実施後の1団地当たりの面積が5ha以上
→ 法人の1団地当たりの面積15.6haより達成
この場合、 $15.6\text{ha} \times 5.0\text{万円}/10\text{a} = 780\text{万円}$ 交付

③誘致団地創出タイプ

【交付要件】

事業実施年度の前年度の2月末から集約化目標年度までに以下の要件を全て満たすこと

- ①地域内の白地農地を団地化し、4ha以上の誘致団地を形成
- ②形成する誘致団地の全ての農地に10年以上の中間管理権を設定
- ③形成した誘致団地を新たな経営体※が借り受け

※新たな経営体とは、事業実施年度の前年度の2月末時点で当該地域の地域計画に農業を担う者として位置付けられておらず、集約化目標年度までに当該地域の地域計画に新たに位置付けられた経営体を指します。

【交付単価】

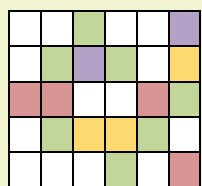
5.0万円/10a

【交付対象面積】

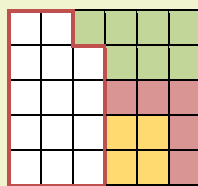
集約化目標年度までに形成された誘致団地の農地

【誘致団地創出タイプの活用例】

後継者が不在の白地農地が多数あり、地域計画の話し合いで農業参入する企業を誘致することになった地域（一般地域、1区域0.3ha、地域の農地面積9haとする）

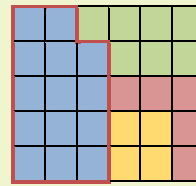


企業誘致に向けて
地域で話し合い



白地農地を団地化

（上図の場合4.2haで 交付要件を満たす）



集約化目標年度までに

新たに農業参入する企業に転貸

この場合、 $4.2\text{ha} \times 5.0\text{万円}/10\text{a} = 210\text{万円}$ 交付

地域集約化実現タイプ

【交付要件】

以下の要件を全て満たすこと

- ①目標地図内の農地面積に占める1ha（中山間地域・樹園地では0.5ha）以上の団地の合計面積が50%以上
- ②地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超となること

【交付単価】

	機構の活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

【交付対象面積】

事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに農地バンクに貸し付けた農地（農地バンクへの再貸付農地、貸付期間10年未満の農地は除きます。）

集約化加速タイプと地域集約化実現タイプは併用が可能です。
最大で7.6万円/10a（大規模集約化タイプ＋地域集約化実現タイプ）の交付を受けることができます。



両タイプ共通

支援金の使途

本支援金は、地域での実情に基づき、その使途を決定することができます。
（地域で使途を決定した場合は、市町村に使途を報告してください。）

活用例

鳥獣害対策



農業機械の購入



地域内法人の営農費用 等



～お問い合わせ先～

各市町村農政担当課または農業委員会

村山総合支庁農村計画課

最上総合支庁農村計画課

置賜総合支庁農村計画課

庄内総合支庁農村計画課